



Title	中近世における鷹術流派の展開と伝承文化：加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹書を事例として
Author(s)	二本松, 泰子
Citation	問谷論集. 2017, 11, p. 334-307
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/89845
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中近世における鷹術流派の展開と伝承文化

— 加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹書を事例として —

二本松 泰子

一 はじめに

わが国の鷹狩りは、古代においては天皇や貴族によって行われていたが、中世以降は、ほとんど武士が実施するようになった。このような武家による鷹術について、たとえば、幕末の故実家である栗原信充が著した『柳庵雑筆』第二(一)は、以下のように説明する。

又百済の米光由光の芸を伝へしは、出羽守源齊頼なり、齊頼の父は駿河守忠隆と云、母は権大納言齊信の女なり、忠隆は鎮守府將軍滿政の二男にして、清和天皇五代の孫なり、齊頼無双の鷹飼にて、其芸武家に伝はり、信濃國諏訪の贄鷹、下野国宇都宮の贄鷹等の徒、みな此齊頼の流を相承す、その中に祢津神平が流は、諏訪の贄鷹の派と云り、但祢津の系図には、清和天皇第四皇子貞保親王一本作八代平権大夫重道の二男、祢津左衛門尉道直の子を神平貞直と云、貞直が子神平宗直、のちに美濃守と云、宗直の子神平宗道、その子神平敦宗、その子神平宗光、また大宮新藏人と云、此時御所御鷹飼方の秘訣を伝ふと云は、酒君の流と、米光由光のながれと、祢津の家

に一統して相承ること、なりしなり、宗光十五代美濃守信直入道して、松鷗軒常安と云、宮内大輔元直の男なり、松鷗軒の弟子に、屋代越中守、吉田多右衛門家元、熱田鷹飼伊藤清六、小笠原某、羽根田某、横澤某、荒井豊前守、平野道伯等の数人あり、皆新得発明する所ありて、各一家をなす、是鷹飼流派の大概なり。

右によると、「武家」に伝わる鷹術は、「米光由光の芸」を継承した「出羽守源奇頼」の芸であるという。さらに、この「奇頼の流」の鷹術は、「信濃国諏訪の贄鷹」および「下野国宇都宮の贄鷹」に従事する人々にも相承したとされる。中でも「祢津神平が流」はその「諏訪の贄鷹の派」であるとして、祢津氏の系図に基づいて代々同氏に伝来した経緯を説明する。すなわち、貞保親王より一三代裔の「神平宗光」は、またの名を「大宮新藏人」といい、彼の時代に、「御所御鷹飼方の秘訣」を伝えて、酒君の流れと米光由光の流れを一統にして祢津家に相承するようになったという。さらにその宗光の「十五代」末裔である「松鷗軒常安」については、彼の八人の弟子の名前を挙げ、それぞれが一家をなしたと伝えている。この祢津松鷗（鷗）軒常安とは、信濃國小縣郡祢津（現・長野県東御市）を本貫地とする戦国武将で、はじめ武田信玄に仕えたのち、徳川家康の家臣となつて上野国豊岡（現・群馬県高崎市下豊岡町）に五千石の領地を得た。さらに、彼の子である信政が家督を継ぐと五千石が増され、豊岡藩を立藩した（ただし三代で無嗣断絶）⁽²⁾。

以上のような『柳庵雑筆』による武家の鷹術に関する説明は、伝承上の人物である「百済の米光由光」の名前が見えるなど、すべてが史実に基づく内容というわけではない。そのような雑多な情報が記載されている中で、本稿では、武家の鷹術流派の事例として「祢津流」が挙げられていることに注目する。

そもそも祢津流（家）の鷹術が、戦国期から近世において武家のあいだで最も隆盛した流派である。特に、松鷗軒が家康に仕えたことに端を発して、將軍家や大名家に好まれる流派になった⁽³⁾。『柳庵雑筆』が武家の鷹術流派として当該流派を取り上げたのは、そのような状況を反映した結果と考えられよう。

ところで、中近世期に隆盛した武家流の鷹術の「流派」は、いずれも「鷹書」と称される鷹狩りの伝書を伴って流

布した。各流派の鷹書には、独自の鷹説話や鷹狩りの故実、礼法などが記載されている。各流派固有のテキストが流布することによって、さまざまな流派が展開し、各地で鷹狩りが隆盛したのである。このような鷹術の流派とそれに属する鷹書は、中近世期の武家による鷹狩りの隆盛を支えた重要な文化事象である⁽⁴⁾。

本稿では、このような中近世期における武家の鷹狩りについて、当時最も隆盛した「柵津流(家)」の流派について取り上げる。具体的には、享保年間に加賀藩の鷹匠に抜擢された依田氏に伝来する新出の柵津流(家)の鷹書群について紹介する。さらに、その中から、同流派の事例としてふさわしいテキストを選び、その叙述内容について検討する。それによって、当該流派に関する文化伝承的な実相の一端を明らかにすることを目指す。

二 加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹書

享保年間以降に代々加賀藩の鷹匠を務めた依田一族は、もともと信濃国小県郡依田荘(長野県上田市丸子町)を本貫地とする一族で、『依田記』に登場する依田信蕃の祖父の弟の息子に当たる「守廣」を祖とする⁽⁵⁾。すなわち、当家伝来の『依田家系圖』(依田盛敬氏所蔵)によると、「守廣妻芦田下野信守女、後妻根津松嶋軒常安ノ女。松嶋軒常安男子無之ニ付、鷹家之儀依田十郎左衛門守廣江得」と見え、守廣ははじめ「芦田下野信守(信蕃の父)」の女(信蕃の妹)と妻としていたが、のちに、柵津松嶋(鶴)軒の娘の後妻としたという。松嶋軒には男子がいなかったことから、守廣に「鷹家之儀」を伝授したというのである。さらに同じく『依田家系圖』によると、守廣の孫にあたる「貞清」は、前田利次の藩政期に富山藩に仕えたとされる。そして、その貞清の孫にあたる「盛昌」が、第六代加賀藩主・前田吉徳の時代に当藩の鷹匠に抜擢されたという。当家が加賀藩に仕官するようになった経緯については、『宝暦四年四月 先祖由緒一類附 依田次右衛門』(依田盛敬氏所蔵。当主の略歴と先祖の系譜を記した文書で、宝暦四年(一七五四)に依田家から加賀藩に提出されたもの)の「盛昌」に該当する項目によると、以下のように説明さ

れる。

出雲守様御代、享保十二年御儉約之時分、御人減ニ而、御暇被下。則村隼人方江給人並ニ罷越相勤申候。然処、護国院様御代、享保十七年、祢津鷹方家筋之者、御用ニ御座候由ニ而、横山故大和守、被貫度旨隼人方江被申越、則被呼寄御家江御鷹匠ニ被召出、御切米七拾俵被為下之、御鷹役相勤罷在申候。

すなわち、盛昌は享保一二年（一七二七）の「御儉約之時分」に人員削減のため富山藩を放免され、しばらく「則村隼人」のもとで勤めていた。しかしながら、享保一七年（一七三二）に「祢津鷹方家筋之者、御用ニ御座候」という理由により、当藩年寄の横山貴林が隼人方から貞清をもらい受け、鷹匠として加賀藩で召し抱えるようになった。それ以降、明治期まで依田家は加賀藩に仕官した⁽⁶⁾。

このような依田氏には、祢津流（家）の鷹術に関連する文書が百点以上伝来している。それらはすべて、現当主の依田盛敬氏が所蔵しているものである。それらの文書群の大半を占めるのは、やはり「鷹書」の写本群である。その中には、絵巻が数点含まれるものの、ほとんどは冊子状のテキストである。それらは、表紙の装丁及び寸法のほぼ同じものが十数冊〜数十冊ずつあり、それぞれ一揃いのシリーズ本と見なされるものである。それらを大別すると、以下のようになる。

- ① 打雲紙を上下裁断して改装したと思われる表紙のもの（上部の藍雲の部分を表表紙、下部の紫雲の部分を裏表紙にそれぞれ装丁）。寸法は縦がおおよそ一四〜五寸×横がおおよそ一八・五寸前後のもの。
- ② 縹色無地の表紙で縦がおおよそ二四寸×横がおおよそ一八・五寸前後のもの。
- ③ 表紙も大きさもふぞろいのもの。

上記の①〜③のうち、①に分類されるものは全部で四五冊ある。それらの書誌の概略については、いずれもすべて別稿で提示した⁽⁷⁾。②のテキストについては一〇冊分、③のテキストについては四冊分の書誌の概略もすでに別稿で提示している⁽⁸⁾。本稿では、これら以外に新たに発見された二四冊のテキスト群について紹介する。これら二四

冊のうち、②に分類されるものは一七冊、③に分類されるものは七冊ある⁽³⁾。まずは、②に分類される一七冊のテキスト群の書誌概略を以下に挙げる。

1 『巢鷹之書』(外題)。一冊。縦二三・八^サ×横一八・一^サ。表紙左肩に「巢鷹之書」の貼題簽(縦一六・二^サ×横三・七^サ)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一四丁(うち遊紙前一丁、後二丁)。五丁表白紙。二丁表冒頭に「巢鷹産立様并立様手引之事」(巻首題)。半葉一〇行。漢字平仮名交じり文。奥書等無し。虫損甚大。

2 『生替之卷 坤』(外題)。一冊。縦二四・六^サ×横一八・六^サ。表紙左肩に「生替之卷 坤」の貼題簽(縦一八・七^サ×横三・六^サ)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全二二丁(うち遊紙前二丁、後一丁)。遊紙前一丁表左肩に「鷹生替之卷 坤」(内題)。三丁表冒頭に「鷹生替之卷」(巻首題)。半葉九行。漢字片仮名交じり文。一一丁裏に「寶曆九^己 卯 依田十郎左衛門 / 六月吉日 盛昌(花押) (縦二・三^サ×横二・三^サの朱正方印) / 依田次右衛門殿」。

3 『鷹法定之卷 乾』(内題)。一冊。縦二四・四^サ×横一八・五^サ。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一五丁(うち遊紙前二丁、後一丁)。遊紙前一丁表左肩に「鷹法定之卷 乾」(内題)。三丁表冒頭に「鷹法定之卷」(巻首題)。外題なし(貼題簽が剥離したか)。半葉九行。漢字片仮名交じり文。朱筆で合点および書名に中二重線を施す。一四丁裏に「寶曆九^己 卯 依田十郎左衛門 / 六月吉日 盛昌(花押) (縦二・三^サ×横二・三^サの朱正方印) / 依田次右衛門殿」。

4 『鷹諸道具之圖卷 乾八 / 九』(内題)。一冊。縦二四・四^サ×横一八・五^サ。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一四丁(うち遊紙前二丁、後一丁)。遊紙前一丁表左肩に「鷹諸道具之圖卷 乾八 / 九」(内題)。三丁表冒頭に「鷹諸道具圖之卷」(巻首題)。外題なし(貼題簽が剥離したか)。半葉九行。漢字片仮名交じり文。朱筆で書名に中二重線を施す。一三丁裏に「寶曆九^己 卯 依田十郎左衛門 / 六月吉日 盛昌(花押) (縦二・三^サ×横二・三^サの朱正方印) / 依田次右衛門殿」。

5 『請取渡之卷 乾 二』(内題)。一冊。縦二四・四^サ×横一八・七^サ。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全九丁(うち

遊紙前二丁、後一丁すなわち九丁は遊紙と思われるが、丁の半分が切り取られた状態となっている。遊紙前一丁表左肩に「請取渡之卷^紙」(内題)。三丁表冒頭に「請取渡之卷」(巻首題)。外題なし(貼題簽が剝離したか)。半葉九行。漢字片仮名交じり文。朱筆で書名に中二重線を施す。八丁裏に「寶曆九^己」依田十郎左衛門／六月吉日盛昌(花押)(縦二・三サ×横二・三サの朱正方印)／依田次右衛門殿」。

6 外題・内題無し。一冊。縦二四・四サ×横一八・七サ。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全二七丁(うち遊紙後一丁)。一丁表白紙。二六丁裏に「寶曆九^己」依田十郎左衛門／六月吉日盛昌(花押)(縦二・三サ×横二・三サの朱正方印)／依田次右衛門殿」。二丁表と二六丁表に、鷹道具・鷹の羽・鷹の獲物(鶉・雲雀・うさぎなど)・鷹の灸穴などに關する図解が掲載されている。

7 『祢津意趣 乾』(外題)。一冊。縦二四・三サ×横一八・七サ。表紙左肩に「祢津意趣 乾」の貼題簽(縦一六・五サ×横三・五サ)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全八丁(うち遊紙前二丁、後一丁)。六丁裏および七丁表白紙。三丁表冒頭に「祢津家の意趣」(巻首題)。半葉九行。漢字平仮名交じり文。朱筆で人名に中一重線、地名に右一重傍線を施す。七丁裏に「寶曆九^己」依田十郎左衛門／六月吉日盛昌(花押)(縦二・三サ×横二・三サの朱正方印)／依田次右衛門殿」。四丁および五丁の表裏は、それぞれ三行分の文章のみを残して切り取られている。

8 『養生之卷 坤』(外題)。一冊。縦二四・四サ×横一八・六サ。表紙左肩に「養生之卷 坤」の貼題簽(縦一六・八サ×横三・六サ)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全五三丁(うち遊紙前二丁)。遊紙前一丁表左肩に「鷹養生之卷^紙」(内題)。三丁表冒頭に「鷹養生之卷」(巻首題)。外題なし(貼題簽が剝離したか)。半葉一行。漢字片仮名交じり文。五三丁裏に「寶曆九^己」依田十郎左衛門／六月吉日盛昌(花押)(縦二・三サ×横二・三サの朱正方印)／依田次右衛門殿」。一四丁と一五丁の間に「葬禮之卷 坤」(縦一六・四サ×横三・六サ)および「山鷹作法 乾」(縦一六・八サ×横三・四サ)の剝離した貼題簽が二葉挟まっている。

9 『鷹歌之卷 乾』(外題)。一冊。縦二四・六サ×横一八・五サ。表紙左肩に「鷹歌之卷 乾」の貼題簽(縦

一六・七寸×横三・五寸。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全三二丁（うち遊紙前二丁）。遊紙前一丁表左肩に「詠歌^乾」（内題）。半葉一〇行。漢字平仮名交じり文。朱筆で合点を施す。三二丁表に「寶曆九^己」^卯依田十郎左衛門／六月吉日盛昌（花押）（縦二・三寸×横二・三寸の朱正方印）／依田次右衛門殿」。

10 『咒文之秘傳卷^坤』（内題）。一冊。縦二四・四寸×横一八・五寸。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全二六丁（うち遊紙前二丁、後一丁）。遊紙前一丁表左肩に「咒文之秘傳卷^坤」（内題）。三丁表冒頭に「咒文秘傳之卷」（巻首題）。外題なし（貼題簽が剝離したか）。半葉九行。漢字片仮名交じり文。二五丁裏に「寶曆九^己」^卯依田十郎左衛門／六月吉日盛昌（花押）（縦二・三寸×横二・三寸の朱正方印）／依田次右衛門殿」。

11 『相形之卷 乾』（外題）。一冊。縦二四・三寸×横一八・五寸。表紙左肩に「相形之卷 乾」の貼題簽（縦一六・六寸×横三・五寸）。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一二丁（うち遊紙前二丁、後一丁）。遊紙前一丁表左肩に「鷹相形之卷^乾」（内題）。三丁表冒頭に「鷹相形之事」（巻首題）。半葉九行。漢字片仮名交じり文。朱筆で書名に中二重線を施す。一一丁裏に「寶曆九^己」^卯依田十郎左衛門／六月吉日盛昌（花押）（縦二・三寸×横二・三寸の朱正方印）／依田次右衛門殿」。

12 『餌指之卷 坤』（外題）。一冊。縦二四・六寸×横一八・五寸。表紙左肩に「餌指之卷 坤」の貼題簽（縦一六・七寸×横三・六寸）。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一〇丁（うち遊紙前二丁）。遊紙前一丁表左肩に「餌指之卷^坤」（内題）。三丁表冒頭に「餌指之卷」（巻首題）。半葉九行。漢字平仮名交じり文。一〇丁表に「寶曆九^己」^卯依田十郎左衛門／六月吉日盛昌（花押）（縦二・三寸×横二・三寸の朱正方印）／依田次右衛門殿」。

13 『餌作之卷 坤』（外題）。一冊。縦二四・四寸×横一八・六寸。表紙左肩に「餌作之卷 坤」の貼題簽（縦一八・六寸×横三・五寸）。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一四丁（うち遊紙前二丁、後一丁）。遊紙前一丁表左肩に「餌作之卷^坤」（内題）。三丁表冒頭に「鷹餌之作様」（巻首題）。半葉六く九行。漢字片仮名交じり文。一三丁裏に「寶曆九^己」^卯依田十郎左衛門／六月吉日盛昌（花押）（縦二・三寸×横二・三寸の朱正方印）／依田次右衛門殿」。

14 『五臟論 坤』(外題)。一冊。縦二四・四寸×横一八・六寸。表紙左肩に「五臟論 坤」の貼題簽(縦一六・六寸×横三・六寸)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一〇丁(うち遊紙前二丁、後一丁)。八丁裏および九丁表白紙。三丁表冒頭に「鷹五臟論」(巻首題)。半葉九行。三丁表と六丁表は漢字片仮名交じり文、六丁裏から八丁表までは漢字平仮名交じり文。九丁裏に「寶曆九^己 依田十郎左衛門／六月吉日 盛昌(花押)」(縦二・三寸×横二・三寸の朱正方印)／依田次右衛門殿」。

15 『鷹入卷 坤』(外題)。一冊。縦二四・六寸×横一八・六寸。表紙左肩に「鷹入卷 坤」の貼題簽(縦一六・六寸×横三・五寸)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全二〇丁(うち遊紙前二丁、後一丁)。遊紙前一丁表左肩に「鷹入卷^坤」(内題)。三丁表冒頭に「鷹入卷」(巻首題)。半葉二一行。漢字片仮名交じり文。一九丁裏に「寶曆九^己 依田十郎左衛門／六月吉日 盛昌(花押)」(縦二・三寸×横二・三寸の朱正方印)／依田次右衛門殿」。

16 『鷹病之卷 坤』(外題)。一冊。縦二四・三寸×横一八・六寸。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一六丁(うち遊紙前二丁、後一丁)。遊紙前一丁表左肩に「鷹病之卷^坤」(内題)。三丁表冒頭に「鷹病之卷」(巻首題)。半葉九行。漢字片仮名交じり文。一五丁裏に「寶曆九^己 依田十郎左衛門／六月吉日 盛昌(花押)」(縦二・三寸×横二・三寸の朱正方印)／依田次右衛門殿」。表紙と二丁の間に「鷹病之卷 坤」の貼題簽(縦一六・七寸×横三・六寸)が挟まっている。

17 『猿麿形繪圖』(扉題)。一冊。縦二五・六寸×横一九・〇寸。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一〇丁(うち遊紙前一丁、後一丁)。遊紙前一丁表中央に「猿麿形繪圖」。外題なし(貼題簽が剝離したか)。九丁裏に「寶曆九^己 依田十郎左衛門／六月吉日 盛昌(花押)」(縦二・三寸×横二・三寸の朱正方印)／依田次右衛門殿」。全丁につながれた鷹犬の図が掲載されている。

次に、③に分類される七冊のテキリスト群の書誌概略を以下に挙げる。

1 外題・内題無し。表紙左肩に縦七・〇^サ×横一・九^サの貼題簽が剥離した痕跡有り。一冊。原裝無地表紙。縦一七・〇^サ×横一八・一^サ。列帖裝。本文料紙楮紙。全八一丁(うち遊紙前一丁)。八〇丁表裏白紙。二丁表〜三七丁裏まで半葉一〇行、漢字平仮名交じり文で鷹和歌(「あらたまの」類)の無注本文が掲出されている。三八丁表〜五四丁表三行目まで半葉九行〜一三行、漢字平仮名交じり文で鷹和歌(「やまひめに」類)の有注本文が掲載されている。五四丁表四行目〜六六丁表まで半葉一〇行、漢字平仮名交じり文で鷹和歌の無注本文が掲出されている。六六丁裏に鷹・馬・猿の図、六七丁表は半葉四行漢文、六七丁裏は白紙、六八丁表は漢字平仮名交じり文で鷹和歌一首掲出(二行のみ)。六八丁裏および六九丁表裏は白紙。七〇丁表〜七三丁表まで半葉二行〜一三行、漢字平仮名交じり文の鷹和歌に漢字片仮名交じり文の注が付されたものが掲載されている。七四丁表〜七九丁裏まで半葉九行で漢字平仮名交じり文の鷹連歌に漢字片仮名交じり文の注が付されたものが掲出されている。全体を通して朱筆で合点や丸印等を施す。八一丁表に「天正十六年^{戊子} 祢津松鶴軒(縦三・一^サ×二・三^サの朱長方印) / 二月朔日 常安(花押) / 依田十郎左衛門殿」。三七丁と三八丁の間、六九丁と七〇丁の間、七二丁と七三丁の間にそれぞれ紙片が一葉ずつ挟まれている。表紙の色落ちなど全般に損傷が激しい。

2 外題・内題無し。一冊。原裝朽葉色無地表紙。縦二・三^サ×横一・九^サ。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全九四丁(うち遊紙前後一丁)。外題なし。半葉一行。漢字平仮名交じり文。朱筆で合点および丸印や読点等を施す。九三丁表に「祢津家たか秘傳書彼卷^ニ相極^ヨ / 他左返而然其事相ゆつり参也 / 宝永五年^{戊辰} 同次右衛門 / 六月一六日 守廣(花押) / 依田斎助殿」、九三丁裏に「天正十六年^{戊子} 祢津松鶴軒 / 二月朔日 常安(花押)(縦三・一^サ×二・三^サの朱長方印) / 依田次右衛門尉殿」。

3 『観定卷全』(外題)。一冊。原裝朽葉色無地表紙。縦一・五^サ×横一・五^サ・八^サ。榊形本。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一〇一丁(うち遊紙前後一丁)。一〇〇丁裏白紙。外題表紙左肩にウツツケ書きで「観定卷全」。外題

なし。半葉一―二行。漢字片仮名交じり文。朱筆で合点および濁点・読点等を施す。後半部に鷹の羽・鷹の獲物・鷹の灸穴に関する図解が掲載されている。一〇〇丁表に「祢津松鶴軒（縦三・一釐×二・三釐の朱長方印）／天正十六年^戌子／二月朔日 常安（花押）／依田十郎左衛門殿」。後半部に鷹の羽・鷹の獲物・鷹の灸穴に関する図解が掲載されている。

4 『鷹之書』（巻首題）。一冊。改装香色無地表紙。縦二四・二釐×横一七・七釐。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全四八丁（うち遊紙前後一丁）。二丁表冒頭に「鷹之巻」（巻首題）。外題なし（貼題簽が剥離したか）。半葉九行／一二行。漢字平仮名交じり文。二三丁と二四丁の間に紙片一葉挟まっている。奥書等無し。各丁に裏打ちを施す。朱筆で合点、丸印等の書き入れ有り。

5 外題・内題無し。一冊。改装香色無地表紙。縦二四・二釐×横一八・二釐。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全五二丁（うち遊紙前後一丁）。外題なし（貼題簽が剥離したか）。半葉一〇行／一二行。五〇丁表末尾に「依田次右衛門／永祿六年五月廿日／守廣（花押）」。各丁に裏打ちを施す。朱筆で丸印等の書き入れ有り。右掲4の『鷹之書』と表紙の装丁等が似ている。

6 『近衛龍山鷹百首』（巻首題）。一冊。原装黄薬色無地表紙。縦二五・六釐×横一八・七釐。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全五〇丁（うち遊紙前後二丁）。三丁表冒頭に「近衛龍山鷹百首」（巻首題）。外題なし（貼題簽が剥離したか）。半葉一一行。漢字平仮名交じり文。四八丁裏末尾に「天正七年卯月仲旬／右間心詠鷹詞百首者秀吉公并家康公依懇望／之染秀筆外雖令停止之山岡主斗以深執心之／上書写者也同鷹道卷令相傳之而已／慶長十年霜月日 龍山 御在判」。五〇丁裏に上下逆で「礼節仕付鷹の道諸道」の一文有り。

7 『明神流鷹歌 二百首』（巻首題）。一冊。原装黄薬色無地表紙。縦二五・九釐×横一八・七釐。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全三四丁（うち遊紙前後二丁）。三丁表冒頭に「明神流鷹歌 二百首」（巻首題）。外題なし（貼題簽が剥離したか）。半葉一一行。漢字平仮名交じり文。三二丁裏末尾に「明神流^{下野四半橋氏} 氏家祢宜丹後守宗貞／大宮新藏人佐

宗勝／在判」。右掲6の『近衛龍山鷹百首』と表紙の装丁等が似ている。

以上に掲出した依田氏伝来の新出の祢津流(家)の鷹書群のうち、②に分類されるテキストで、奥書のあるものはいずれも宝暦九年(一七五九)六月吉日に依田十郎左衛門盛昌から次右衛門(守真のこと。盛昌の子)に宛てられたものとなっている。一方の③に分類されるテキストは、天正一六年(一五八八)二月一日に祢津松鶴軒常安から「依田十郎左衛門殿」(守廣)もしくは「依田次右衛門尉殿」(守常のこと。守廣の子)に伝授されたとするもの(Ⅱ1、2、3)や、宝永五年(一七〇八)六月一六日に次右衛門(守常)と守廣から「依田斎助殿」(貞清のこと。守常の子)に伝授されたもの(Ⅱ2の本奥書)のほか、永禄六年(一五六三)五月二〇日の年記とともに次右衛門(守常)と守廣の名前が見えるもの⁵⁾がある。ちなみに、6と7については、「祢津流(家)の鷹書」ではないためか、奥書に依田氏の名前は見えない。

このような依田氏伝来の新出の祢津流(家)の鷹書群について、本稿が注目するのは、②に分類されるテキスト群である。当該書群は、奥書に依田盛昌から守真に伝授されたことを記す。先述のように、この盛昌は、祢津流(家)の鷹匠であることを認められて加賀藩に抜擢された人物である。それならば、彼との関わりを主張するテキスト群は、いずれも祢津流(家)の鷹匠としてのアイデンティティを支える意味合いの存することが予想されよう。中でも、7の『祢津意趣 乾』(以下、当該本を盛昌本『祢津意趣 乾』と称する)は、その外題に示される通り、「祢津家」の意趣を標榜した鷹書と見なされることから、当流派固有の特性を知るのに有用な事例と言えるであろう。

三 盛昌本『祢津意趣 乾』(依田盛敬氏所蔵)について

以上のことから、本節では、盛昌本『祢津意趣 乾』(依田盛敬氏所蔵)について取り上げ、その叙述内容を検討

して見る。まずは、同書の全文翻刻を以下に挙げる。

【本文の句読点は私に付した。改行は／を以て示し、改丁は「」で括って（一才）のように丁数ならびに表裏を示した。合点および地名の右一重傍線・人名の中一重線・書名の中二重線は朱筆を表す】

祢津家の意趣／一 祢津え御鷹赦許之事／十條院の御宇に奥州富士深山の大鷹殊に／優れたるを納め奉る如何としてか一回鳥を捉と／云事更になし其比祢津の神平東直とて／鷹の上手有て召のほせられて彼鷹を可取／飼由宣旨也東直奏聞申けるハ、御鷹の趣を／見奉るに禽の嫁たる鷹なれハ鳥をとらぬも／理りなり魚ならてハ難捉と奏聞すさらは「(三才) 魚を可捉飼由重而宣旨也神平承魚に取飼可申／事何方以安き子細に候得共海河を通犬あらんや与申／其時神平家札の者に宗随与申者申けるハ上流の折節／堰においてかわうその嫁きたる犬の子あり与申／然は彼犬を海河をかませんとて頓而為引登鷹／犬共に拵吉日の時をゑらひ難波の浦に打出申の／刻に夕日静成時分に犬を海の面へ放しける時／東直も鷹引すへて河にひかへたり然に波の上へ／鱸与云魚一丈斗飛あかりける則合羽けるの中に「(三ウ) 捉て手帰る御門斜に觀覽有て東直に七度の／官を被下^{十一}卷一部にて秘傳を撰出し天下に／おゑて末世末代迄武家鷹の源たるへきよし」(四才) 【四才の後半および四ウの前半欠損】といふ川のはたまか淵へ引いる也犬を廻しけれハ／淵の底へかみいるあやしめ聞けれハ鈴もなりける／間水練を入れて見れハろくせういろの古雉子也羽ハ」(四ウ) 八重におひ足三つあり頓而捉飼ける八重羽の雉子／の住ける墅成間其より此墅をば八重原与号ス／此鳥に足三つ有故にそれよりして雉子の足をハ」(五才) 【五才の後半および五ウの前半欠損】一 於人前鷹物請前後分別之事／一 他人の鷹養生請取心得の事／一 我鷹煩時他人え渡ス心得の事」(五ウ) 一 病鷹養生の時節々心得の事／一 病鷹に病の名付ル心得之事／一 煩鷹養生^二請取遠口之事／一 煩鷹見脉と鷹飼物請引合分別之事／一 煩鷹餌食見脉第一分前に相極事／一 煩鷹養生之時餌擬

分別之事／已上（六才）【六ウ・七才白紙】寶曆九^二 卯 依田十郎左衛門／六月吉日盛昌（花押）（縦二・三寸×横二・三寸の朱正方印）／依田次右衛門殿（七才）

先述のように、同書の四丁および五丁については、後半の三分の二が切り取られているため、当該書の全容を把握するのは難しい。しかしながら、欠損部分の無い三丁表裏から後半三分の二が欠損している四丁表に記載されている第一条の説話については、ある程度まとまった分量が残存しているので、その内容を理解することは可能である。すなわち、「祢津え御鷹赦許之事」を伝える逸話として、一条院の時代に「祢津の神平貞直」が、ミサゴ腹の鷹とカワウソ腹の犬を遣つて難波の浦で鱸を釣り上げたと叙述されている。「祢津神平貞直」は、前掲の『柳庵雑筆』が列挙する祢津家の系譜の中にもその名前が見える。が、『柳庵雑筆』の祢津貞直は、「清和天皇第四皇子貞保親王^{元本朝八代平權大夫重道の二男}」とされることから、世代的に一条院の時代の人物とは考えにくく、盛昌本『祢津意趣 乾』の記述とは齟齬がある（後述）。また、当該話の最末尾は欠落しているため、最終的な結末の内容については不明であるものの、帝が貞直と謁覧し、彼に七度の官位を授け、八一巻の鷹経のうち一八帖の鷹書を一部にして秘伝とし、「天下におもて末世末代迄武家鷹の源たるへきよし」を仰せつけたというところまでは判読できる。これはすなわち、貞直の活躍を以て当家の鷹術の由来とするエピソードと見做されよう。続く四丁裏および五丁表の残存部分に叙述されている内容については、残された断片的なワードより、「八重羽の雉」に関する説話が叙述されていることが予想される。しかしながら、欠落部分が大半を占めるので、その詳細な内容は把握し難い。さらに続けて、五丁裏の残存部分と欠損部分の無い六丁表には、一つ書きで鷹の請け渡しや鷹の養生・病気にまつわる箇条書きの記事が九項目目分確認できる。

ところで、依田氏伝来の鷹書群の中には、他にも「祢津家」の「意趣」を標榜した類似のテキストが二点、存在している⁽¹⁵⁾。二点とも、前節において挙げた②打雲紙を上下裁断して改装したと思われる表紙のもの（上部の藍雲

の部分を表表紙、下部の紫雲の部分を表表紙にそれぞれ装丁。寸法は縦がおおよそ一四〇五サ×横がおおよそ一六七〇サというものという項目の文献群に含まれる。両テキストの書誌は以下の通り。

① 『家意趣巻 三』(外題)。一冊。縦一五・四糎×横一六・〇糎。表紙左肩に「家意趣巻 三」の貼題簽(縦九・九糎×横二・〇糎)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全九丁。一丁表中央に「祢津家たか文巻之内」。半葉一二行。漢字片仮名交じり文。朱筆で斜線・読点・濁点などの書き入れあり。九丁裏に「祢津松鶴軒(縦三・一糎×二・三糎の朱長方印) / 天正十六年^成 / 二月朔日 常安(花押) / 依田十郎左衛門殿」。虫損甚大。

② 『家意趣巻 三』(外題)。一冊。縦一五・四糎×横一六・三糎。表紙左肩に「家意趣巻 三」の貼題簽(縦九・九糎×横一・九糎)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一二丁(遊紙前後各一丁)。二丁表中央に「祢津家たか文巻之内」。半葉一二行。漢字片仮名交じり文。朱筆等なし。一〇丁裏に「祢津松鶴軒(縦三・一糎×二・三糎の朱長方印) / 天正十六年^成 / 二月朔日 常安(花押) / 依田十郎左衛門殿」。

上記の奥書によると、両写本は、天正一六年(一五八八)二月一日付で祢津松鶴軒常安から依田十郎左衛門(守廣)に宛てたものという(以下、守廣本『家意趣巻 三』①②と称する)。両書の叙述は、語句レベルにおいて一致し、ほとんど異同は見られない。これらの守廣本『家意趣巻 三』①②に記載されている項目は全部で三七条あり、そのうち冒頭の第一条には、祢津家の鷹狩りの由来として、祢津神平貞直がミサゴ腹の鷹とカワウソ腹の犬を遣つて魚を捕るという件の逸話が記載され、続く第二条には、貞直が「八重羽の雉」を退治する説話を叙述している。そこで、守廣本『家意趣巻 三』①②の写本のうちから比較的虫損の少ない①を選び、同本に見える第一条および第二条の本文を以下に挙げる(句読点は私に付した)。

一 祢津エ鷹御ユルサレノコト、一条院ノキヤウ御門エ奥州富士深山ノ大鷹コトニスケレタルヲ、サメ奉ル。イカントシテカ、イチエン鳥ヲトルト云コトサラニナシ。其比信濃ノ国祢津ノ神平貞直トテ鷹ノチャウスアツテ、

メシノホセラレカノ鷹ヲ取飼ヘキヨシセンシナリ。貞直ソウシケルハ、キヨワラノヲモムキヲミ奉ルニ、ミサコノトツキタル鷹ニヨリ、鳥ヲトラヌモコトワリナリ。ウヲナラテ取カタシト申ケル。サラハウヲ二取飼ヘキヨシ、重而センシナリ。神平承、ウヲ二取飼申ヘキコトヤスキシサイニ候共、河川ヲメクル犬アラシト申ケル。其時、神平ケライノ者ニソウツイト申者申ケルハ、上流ノオリフシ、河ニヲイテ、カワウンノ犬ノコアリト申。シカラハ、コノ犬ヲ以河川ヲカマセントテ、ヤカテヒキノホセ、鷹犬トモニコシラエ、ヨキ日ノ時ヲエラヒ、難波ノウラニウチイテ、申ノ刻、夕日^{ユフ}シツカナル時分、犬ヲ河ノヲモテエハナシケル。貞直モ、鷹ヒキスエテナキサニヒカエタリ。シカルニ、波ノ上エス、キト云ウヲ一丈斗トヒアカル、則アワセケル中ニ取りテ、手^テ、御門ナノメニエイランアツテ、貞直ニ七度ノ官ヲサツケ八拾卷ノヤウキヤウノ内、拾八帖ノ鷹フミトテ、拾八卷卷部ニテ、ヒテンヲエラヒ出シ、天下ニヲイテ末世末代マテ、武家ノ鷹ノミナモトタルヘキヨシインセンニアツカリ、クタサレケル。是ヨリ鷹ノ家トカウス。御トリツキハ、二条殿ニテ御座候。其後ノ代々ノ子孫、学ノトロ、イマニコレヲ傳るナリ。

一 ナヲ家ノイシユノコト、貞直ト云代ニ賀深山ヨリ鷹ノツフコヲトリテキタル。レンチウフトコロノ内ニテ、ハヤシケル。ミレハセウナリ。ヤカテ、手ムキノ兄鷹ト是ヲ号。貞直取飼ケルニ、コトニスクレタル逸物ナリ。ソノヲリフシ[□]月ミマキノ内ニ、一ノ原アリ。カノ原ニテ鷹ヲツカイケレハ、フル雉子アリテ、カエリテ鷹ヲ取コトタヒ^ノナリ。シカルニ神平、彼野ニイテ、手ムキノ兄鷹ヲツカワレシニレイノ鷹ソト心得、雉子イテ合ヒシトクミ、イカ、アリケン、只ヒキニヒクソノホトリニ千熊川ハタマカ淵エ引入ル。犬ヲマワシケレハ、淵ノソコユカミイル。アヤシメ聞ケレハ、鈴モナリケル間、スイレンヲイレ、ミケレハ、ロクシヤウイロノフル雉子ノ羽八重ニヲイ、足三ツアリ。ヤカテ取飼ケル。是ヨリシテ別足ト云コトハシマリケル。八重羽ノ鳥ノ住ケル野ナルニヨリ、ソノ原ヲ八重原ト号ス。鈴、水ノソコニテナリケル間、瀧丸ト号。其後、神平ヲモイケルハ、シセン都エキコシメシヲ、ヨハレメサレンニ奉^レ上候ヘハ、家ノ拾代タルヘキヲト、ヲモイソノウツシヲハリ奉^レ上ノタメ

ニヲト丸号ス。以上、鈴ニツアリ。ソノホカモスニ鷹ヲアワセサマノコトアリトイエ共、サイケンナクソ
 口間シルスニヲヨハス。マタ犬ノユライヲタツヌルニ、芝生田ト云所ヨリ、出タルムク犬ナレハ芝ムクト是ヲ名
 付、惣而、鷹ヲシラスシテカウコト道ニアラス。鷹ノヲコリヲシルヘシ。鷹ハコレアチナリ。鷹師ハ是タウタイ
 フンチンノアチノ如来ノシントクナリ。条々口傳有云々。

(守廣本『家意趣卷 三』①(依田盛敬氏藏) 第一条・第二条)

右によると、当該書の第一条には、先述のように、祢津神平貞直がミサゴ腹の鷹とカワウソ腹の犬を遣つて魚を捕
 る逸話が掲載されている。しかも、その本文は、盛昌本『祢津意趣 乾』の三丁表裏および四丁表の前半に記載され
 ている叙述と、語句レベルでの細かな異同を除いて概ね一致している。また、盛昌本『祢津意趣 乾』では欠落して
 不明となっている当該説話の結末は、右掲記事によると、貞直が帝の院宣を承つて以降、祢津家を鷹の家と称するよ
 うになり、代々の子孫がこれを学んだということになっている。

続いて、守廣本『家意趣卷 三』①の第二条では、「家ノイシユノコト」として、やはり貞直が登場する鷹術説話
 が記載されている。右掲記事の傍線部には、貞直の名鷹である「手ムキノ兄鷹」が、「芝ムク」という犬とともに八
 重羽の雉を退治した逸話が見える。しかも、当該書に見えるこの「八重羽の雉」説話の本文は、前掲の盛昌本『祢津
 意趣 乾』の四丁表裏および五丁表に残された断片的な文言と概ね一致する【表】参照。

【表】

盛昌本	守廣本
といふ川のはたまか淵へ引 いる也	ハタマカ淵エ引入ル
犬を廻しけれハ淵の底へか みいる	犬ヲマワシケレハ、淵ノソ コエカミイル
あやしめ聞けれハ鈴もなり ける間水練を入れて見れハろ くせういろの古雉子也羽ハ 八重におひ足三つあり	アヤシメ聞ケレハ、鈴モナ リケル間、スイレンヲイレ、 ミケレハ、ロクシヤウイロ ノフル雉子ノ羽八重ニヲイ、 足三ツアリ
頓而捉飼ける	ヤカテ取飼ケル
八重羽の雉子の住ける塋成 間其より此塋をは八重原与 号ス	※是ヨリシテ別足ト云コト ハシマリケル 八重羽ノ鳥ノ住ケル野ナル ニヨリ、ソノ原ヲ八重原ト 号ス
※此鳥に足三つ有故にそれ よりして雉子の足をハ	

※の叙述については、両書において叙述される順番が異なっている。

以上のことから、盛昌本『祢津意趣 乾』の四丁裏および五丁表に見える断片的な叙述は、右掲の守廣本『家意趣巻 三』①第二条に見えるような、貞直による八重羽の雉退治説話の一部である可能性が予想されよう。ちなみに、守廣本『家意趣巻 三』の第三条〜第三七条には、鷹の飼育法や鷹狩りの技術にまつわるさまざまな知識を記載した一つ書きの項目が列挙されている。が、その内容は、前掲の盛昌本『祢津意趣 乾』の五丁裏の残存部分および六丁表に見える一つ書きの項目とまったく異なっている⁽¹¹⁾。

以上のように、守廣本『家意趣巻 三』に見える類話を参考にして、盛昌本『祢津意趣 乾』の欠落部分を捕捉しながら読解すると、同書では、奥書部分を除く墨付き三丁半のうち、およそ約二丁半にわたって祢津神平貞直の逸話が記載されている(いづれも欠落分含む)。このように、テキストにおける叙述量の大半を占める祢津神平貞直説話は、当該書の最も主要なテーマであることが指摘できよう。

四 盛昌本『祢津意趣 乾』の祢津神平貞直伝承

さて、その盛昌本『祢津意趣 乾』に叙述される「祢津神平貞直」は一条院の時代の鷹匠とされるが、それが『柳庵雑筆』に見える記事と齟齬をきたすことは先に触れた。そのような祢津神平貞直の系譜について改めて確認すると、たとえば、『信州滋野氏三家系図』⁽¹²⁾に所収されている祢津氏の系図に、以下のような記事が見える。



右の系図に見える「貞直」の注記によると「神平 鷹名誉アリ。自院賜宝珠并御剣」とあり、彼が鷹匠の名人とされていることが確認できる。しかしながら、右の系図が示す「貞直」もまた、前掲の『柳庵雑筆』と同じく、清和天皇の九代末裔の人物となっている。それならば、だいたい平安時代末期が主な活動時期になり、盛昌本『祢津意趣 乾』に登場する「祢津神平貞直」とはやはり異なる人物と判断される。また、室町時代に成立した諏訪大明神の縁起である『諏訪大明神画詞』「縁起第五」⁽¹³⁾にも、「東国無双ノ鷹匠」とされる「祢津神平貞直」が登場する。同書によると、彼は「保元平治ノ戦場ニモ向ニケリ」と説明されることから、『信州滋野氏三家系図』や『柳庵雑筆』が伝える「祢津神平貞直」とは時代的に符合する。と言うことは、盛昌本『祢津意趣 乾』が伝えるような、一条院の時代の「祢津神平貞直」とはやはり異なる人物ということになる。そもそも、鷹書に登場する「祢津神平貞直」は、その多くが史実を無視した伝承に基づいて叙述されている⁽¹⁴⁾。貞直の一族である「祢津家(流)」のテキストである

にも関わらず、盛昌本『祢津意趣 乾』もまた、鷹書における鷹術伝承のパターンに従って、虚構の貞直伝承を叙述したものであろう。すなわち、史実における祢津神平貞直は普遍化しているため、敢えてそれを外すことよって、当家独自の祢津神平貞直伝承を主張したものと予想される。実際、盛昌本『祢津意趣 乾』が伝える祢津神平貞直説話の類話は、依田家伝来の鷹書以外には確認できない⁽¹⁵⁾。

ところで、依田氏に伝来した鷹術文書の中には、鷹書以外のものも含まれている。その中に、鷹術の印可状四本と犬牽の印可状二本がある。それらは、祢津家(流)の鷹術伝授の許可と系譜を示す文書で、いずれの冒頭にも、祢津家の鷹術もしくは犬牽の由来が叙述されている。その本文は、「鷹匠」と「犬牽」の異同がある以外はすべて同文となっていて、いずれも「祢津貞直」に言及した内容となっている。そのような依田氏伝来の印可状の中から、盛昌の名前が記されている鷹術のものを以下に挙げる⁽¹⁶⁾。

清和天王月宮一條院以來、於天下号多賀家者、信濃国小縣之住人祢津是也。貞直之^与、依多賀之名誉度々蒙、勅命之誉拳和朝、其名代々之子孫傳之。然所、成好以誓血承候間、家之多賀文一部、拾八之秘事、三拾六之口傳、不殘、相傳畢。志深人頗所望付者起請文請取拔書之通可有、相傳一部之所有者、緞雖為子孫感志之淺深可為唯爰一人千金莫傳^{云々}。

慶長四^庚子

祢津松鶴軒

五月十八日

常安判

依田十郎左衛門尉殿

右多賀方從祢津松鶴軒常安就相傳一部十八之秘事、三拾六之口傳不殘相傳可秘者也。

依田十郎左衛門尉

(丸朱印) 守廣判(朱方印)

依田次郎左衛門殿

右多賀方從依田十郎左衛門尉守廣就相傳一部十八之秘事、三拾六之口傳、不殘相傳可秘者也。

承應元年

依田次郎左衛門

五月二日

(丸朱印) 貞清判 (朱方印)

依田權六殿

右多賀方從貞清相傳一部秘事口傳不殘相傳可秘者也

元禄十二_甲卯

依田權六

九月十六日

(丸朱印) 仍守判 (朱方印)

依田孫十郎殿

右子々孫々傳之者也

寶曆九_乙卯

依田十郎左衛門

六月吉日

(丸朱印) 盛昌 (花押) (朱方印)

依田次右衛門殿

右子々孫々傳之者也

安永三_甲午

依田次右衛門

十一月吉日

(丸朱印) 守真 (花押) (朱方印)

依田和左衛門殿

右不殘相傳可秘者也

寛政二年 依田和左衛門

七月吉日

依田和平殿

右子々孫々傳之者也

文政十年 依田十郎左衛門（花押）

九月

依田式左衛門殿

（依田盛敬氏藏『鷹術印可状（仮）』（全四葉、一葉目〓縦一八・二寸×横七三・三寸、二葉目〓縦一八・二寸×横五二・〇寸、三葉目〓縦一八・二寸×横八九・〇寸、一葉目〓縦一八・二寸×横八五・三寸）

これは、文政一〇年（一八二七）九月に「依田式左衛門殿」に伝授された印可状である。ここに記されている伝授の系譜によると、祢津信直（松鶴軒常安）から依田守廣に伝来した鷹術が、依田家の子々孫々に相伝されたという。さらに、その系譜より前の部分には、「清和天王月宮一條院以来」において「信濃國小縣住人祢津」が天下に鷹の家を称するようになった経緯が説明されている。すなわち、「貞直」に鷹の名譽がたびたびあり、それを勅命で称えられて子々孫々に伝わったとするのである。ここに見える「清和天王月宮」については不明であるが、祢津貞直を「一條院」の時代の人物とするのは、盛昌本『祢津意趣 乾』の叙述と一致する。さらに、右掲の印可状で「於天下号多賀家者、信濃國小縣之住人祢津是也。貞直之与、依多賀之名譽度々蒙、勅命之譽華和朝」と述べている文言は、盛昌本『祢津意趣 乾』の第一条に「祢津エ鷹御ユルサレノコト」として、ミサゴ腹の鷹とカワウソ腹の犬で狩りを成功させた貞直について、帝が「貞直ニ七度ノ官ヲサツケ」て称賛し、さらには当家の鷹書を「武家ノ鷹ノミナモトタルヘキ」と定め、そのことで祢津家が「鷹ノ家トカウス」ようになったとする叙述と脈絡を通じている¹⁷⁾。

以上のことから、盛昌本『祢津意趣 乾』に見える祢津神平貞直説話は、依田家の印可状の文言と符合していることが確認できた。このことから、盛昌本『祢津意趣 乾』に見える祢津神平貞直説話は、依田氏による祢津流（家）

の鷹術伝授の過程に介在した物語伝承であったことが予想されよう。

おわりに

以上において、依田氏に伝来した新出の祢津流(家)の鷹書群を紹介した。その中から、奥書に加賀藩に抜擢された依田盛昌の名前が見えるテキストの中から、祢津家の意趣を標榜するとおぼしき『祢津意趣 乾』を取り上げ、その叙述について検討した。当該書は、大半を占める叙述量で祢津神平貞直という鷹匠の説話を掲載している。同書に見えるこのような貞直説話は、依田氏伝来の鷹書のみには伝わる独自の伝承である。と同時に、依田氏の鷹術印可状に見える記述とも連動する内容となっている。このことから、依田氏が発信する祢津流(家)の鷹術は、鷹書に見える祢津神平貞直の物語伝承を伴って広く展開した実情が予想されるものである。

注

- (1) 『日本随筆大成第三期 3』(日本随筆大成編輯部編、吉川弘文館、一九七六年二月)所収。
- (2) 寺島隆史「近世大名になった祢津氏―中世末から近世初頭にかけての祢津氏の動静―」(『千曲』四六号、一九八五年七月)および山中さゆり「祢津家文書について―戦国期における真田家家臣の動向―」(『松代』第二八号、二〇一四年三月)三〇頁〜三一頁などによる。
- (3) 二本松泰子「祢津流の鷹術―加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹書をめぐって―」(『長野県短期大学』第七〇号、二〇一五年三月)、同「近世期における依田氏の鷹狩り―祢津流放鷹術の展開をめぐって―」(『信濃』第六八巻第五号、二〇一六年五月)など

による。

(4) 二本松泰子『中世鷹書の文化伝承』(三弥井書店、二〇一一年二月)などによる。

(5) 二本松泰子「福津流の鷹術―加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹書をめぐって―」二〇〇頁〜二〇三頁、同「近世期における依田氏の鷹狩り―林津流放鷹術の展開をめぐって―」三頁〜六頁。

(6) 二本松泰子「近世期における鷹匠の文化伝承―依田氏の鷹書を端緒として―」(長野県短期大学紀要)第七一号、二〇一六年九月)一三一頁〜一三五頁。

(7) 二本松泰子「福津流の鷹術―加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹書をめぐって―」二〇五頁〜二一〇頁。

(8) 二本松泰子「近世期における依田氏の鷹狩り―林津流放鷹術の展開をめぐって―」一三頁〜一六頁。

(9) 今回、調査した依田盛敬氏所蔵の文書群の中には、これら以外に、鷹書ではないテキストが一点含まれていた。当該書の誌は以下の通り。

『三明大成膏藥集』(巻首題)。表紙左肩に縦約一五・五センチ×横約四・一センチの貼題簽が剝離した痕跡有り。一冊。原裝無地表紙。一冊。縦二六・四センチ×横一九・八センチ。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。半葉一〇行。概ね漢文体、一部漢字片仮名交じり文。

(10) 同テキストについては、二本松泰子「鷹匠の家伝における林津神平貞直説話―加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹術文書をめぐって―」(立命館文学)第六四八号、二〇一六年八月)二四頁〜二六頁においてすでに取り上げた。

(11) 守廣本『家意趣巻 三』①の第三条〜第三七条に見える記事の概略は以下の通り。

一 「黒薬ノコト」として、鷹の秘薬の調合法を記す。

一 「コタカノ一薬」という鷹の秘薬の調合法を記す。

一 「圓命丸」という鷹の秘薬の調合法を記す。

一 「妙薬」として、鷹のホネツギの秘薬について記す。

一 「サラムシ万病圓第一」とする秘薬の調合法を記す。

- 一 「タイホコノコト」として、大鷹のメスの架に関する説明を記す。
- 一 「ホコノツ高サ」として、架の高さや太さに関する説明を記す。
- 一 「ヲニヒシ」という鷹の手の内にある瘤についての説明を記す。
- 一 「ハナシ鳥ヤノコト」として、鳥屋の高さなどの説明を記す。
- 一 「草ホコ」というのは草に住んでいる鷹のことという説明を記す。
- 一 「ミス尾ノコト」として、雉の脂や蚕の腸などを使用する秘薬の調合法を記す。
- 一 「カリコエノコト」として、鳥の掛け声の種類の説明を記す。
- 一 「鷹ニアワレカイト云コト」として、いくつかの鷹の特徴的な飼い方の説明を記す。
- 一 「野サレノ鷹」という鷹の種類の説明を記す。
- 一 「羽クラヘノ鷹」という鷹の種類の説明を記す。
- 一 「初トカリ」という年初に鷹を遣うことについての説明を記す。
- 一 「聞スエカリ」という鷹狩りの手法についての説明を記す。
- 一 「ミスエ鳥」という鳥の種類についての説明を記す。
- 一 「ヲホエカリ」という鷹狩りの手法についての説明を記す。
- 一 「トカエリノ鷹」という春に捕らえる鷹の種類についての説明を記す。
- 一 「野ワタリノ鷹」という秋の鷹の種類についての説明を記す。
- 一 「コ山カエリ」という若鷹の種類についての説明を記す。
- 一 「トヤマワリノ鷹」という巢から捕らえる鷹の種類についての説明を記す。
- 一 「ナイ鳥カリ」という春の鷹詞についての説明を記す。
- 一 「女鳥ヲハ、白鳥」「ヲン鳥ヲハ黒鳥」と称することの説明を記す。

- 一 「ユモチの羽」についての説明を記す。
- 一 「ホロノ毛」についての説明を記す。
- 一 「ツホ入ノ羽」や「サマカエリノ羽」などについての説明を記す。
- 一 「ツルヘヲトシノ羽」についての説明を記す。
- 一 「ヲトシ羽」についての説明を記す。
- 一 「鷹タスケ」という鷹の羽の扱い方についての説明を記す。
- 一 「ツキ尾」という鷹の尾の種類についての説明を記す。
- 一 「鷹ノ年ヲミシル」方法についての説明を記す。
- 一 「尾ノ行カエリ」をはじめとする、さまざまな鷹の尾の種類の説明を記す。
- 一 「ス鷹鳥」などの口伝についての説明を記す。
- 一 「黒生」や「赤生」など鷹の斑（羽の模様）についての説明を記す。
- 一 「ノケハウツ（軒端打つ）」という鷹詞についての説明を記す。
- (12) 『統祥書類従第七輯上』（統祥書類従完成会、一九五八年九月）五百頁〜五百四頁。
- (13) 『神道大系神社編 諏訪』二六頁〜二七頁。
- (14) 二本松泰子「鷹匠の家伝における柵津神平貞直説話―加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹術文書をめぐって―」などによる。
- (15) 二本松泰子「鷹匠の家伝における柵津神平貞直説話―加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹術文書をめぐって―」などによる。
- (16) この印可状に関する考察は、二本松泰子「鷹匠の家伝における柵津神平貞直説話―加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹術文書をめぐって―」三二頁〜三三頁においてすでに取り上げた。

(17) 注(16)に同じ。

【付記】

貴重な資料の閲覧を許可してくださった依田盛敬氏に深謝申し上げます。

なお、本稿は、科学研究費補助金（基盤研究C、研究課題番号26370267、研究代表者二本松康宏、研究課題「中世前期における諏訪信仰の総合的研究」）による研究成果の一部である。

〈キーワード〉 鷹狩り、鷹書、加賀藩の鷹匠

The Development and Transmission Culture of Falconry Schools in Medieval and Early Modern Japan: A *Takasho* of the Kaga Domain Falconer Yoda Family

NIHONMATSU Yasuko

In Japan, falconry was practiced in ancient times by the emperor and nobility. However, from medieval times onward it came to be almost entirely practiced by samurai. This paper focuses on one such falconry school, the Nezu school. The Nezu school's falconry techniques were the most popular ones amongst the samurai from the Warring States period to the Edo period. It became widespread amongst families positioned to accede the shogunate (*shōgunke*) and domain lords due to Nezu Shōyōken having served Tokugawa Ieyasu.

The warrior falconry technique schools that flourished during medieval and early modern times all spread along with their own *takasho*, books on falconry. In these books, one finds falcon stories, decorum, and so on unique to the school. Due to the circulation of these *takasho*, various schools developed, and falconry flourished far and wide. These falconry schools and the *takasho* that belonged to them were an important culture that supported this flourishing during medieval and early modern times.

This paper will focus on the Nezu school, the falconry school that flourished the most during these times. It presents a set of newly discovered *takasho* passed down in the Yoda family, which was chosen during the Kyōhō period to be the Kaga domain's falconers. Then, it will examine the *takasho* entitled *Nezu ishu ken*, a representative text from the Nezu school in which Yoda Morimasa's name appears. The majority of this text is comprised of a story about the falconer Nezu Jinpei Sadanao. This story is only found in *takasho* passed down in the Yoda family. Furthermore, it also is related to text written on the falconry licenses issued by the Yoda family. In light of this, we can assume that the

Yoda family's Nezu school falconry spread widely along with the story of Nezu Jinpei Masanao found in this *takasho*.